

[憲法]

1 設問 1

2 1. 臨時措置法は、特定懸念人物の国内所在資産に関する具体的「財産権」を
3 侵害するものとして、憲法 29 条 1 項に反し違憲とならないか。

4 2. 憲法 29 条 1 項は、私有財産制のみならず、個人が現に有する具体的「財産
5 権」も保障している。

6 特定懸念人物の銀行預金や土地・建物などの国内所在資産は、所有権（民
7 法 206 条）により具体化された具体的な「財産権」として、憲法 29 条 1 項
8 により保障される。

9 3. 臨時措置法のうち、特定懸念人物の国内所在資産を収用する部分が適用さ
10 れると、特定懸念人物は、経済的価値のある財を補償なく収用され、場合に
11 よっては換価されることで、自己の管理処分権を失うから、臨時措置法は、
12 特定懸念人物の上記「財産権」を事後的に制約するものである。

13 4. 財産権規制の「公共の福祉」（29 条 2 項）適合性は、規制の目的・必要性、
14 規制の内容、規制される財産権の種類・性質、制限の程度などを比較衡量し
15 て判断する。

16 規制の目的は、A 国に経済制裁を課して軍事政権の弱体化を図り、民主制
17 への復帰を促すという国際社会の流れに歩調を合わせ、反対派として投獄や
18 拷問を受けた被害者を救済することであり、これは公共の福祉に適合する重
19 要な目的である。

20 また、特定懸念人物は、B 将軍が弾圧等により得た財産的利益を享受して
21 いる可能性もあり、その者の国内所在資産を収用することは、被害者救済を
22 図るために有効であるし、日本として国際社会の流れに歩調を合わせるこ
23 とは、これからの国際交流において不利に扱われないためにも必要性は高い。

24 確かに、規制される財産権は銀行預金や土地・建物、動産など経済的価値
25 のあるもの全てであり、補償なく収用する点で強度な制限である。

26 しかし、上記のように特定懸念人物が得た国内所在資産は B 将軍から得た
27 不当な利益から発生したものである可能性が高く、これを補償なく収用する
28 ことが、上記目的や必要性との関係で、手段の必要性・合理性に欠けること
29 が明らかであるとはいえない。

30 5. したがって、臨時措置法は、特定懸念人物の具体的「財産権」を侵害する

1 ものとはいえず合憲である。

2 設問 2

3 1. 臨時措置法は、B 将軍を主班とする軍事政権による拷問等の被害者を救済
4 するという「公共のために」特定懸念人物の国内所在資産を「用ひる」もの
5 である（29条3項）。

6 2. 補償が必要な場合とは、財産権に対して特別の犠牲を課す場合をいい、侵
7 害行為が財産権に内在する社会的制約として受忍すべき限度を超えて、財産
8 権の本質的内容を侵すほど強度なものである場合に、特別の犠牲が認められ
9 る。

10 臨時措置法による侵害行為は、D 社の主要な取引先かつ 3 分の 1 株主であ
11 った F 社の D 社株式や売上金を収用し、D 社との取引を不可能にするもので
12 あり、D 社にとって F 社のレアアースがなければ事業の継続が困難になるも
13 のである。そうすると、C にとって D 社の主要な取引先である F 社を廃業さ
14 せて D 社の企業価値を失わせられることは、D 社という財産権に内在する社
15 会的制約として受忍すべき限度を大きく超え、D 社の本質的内容である F 社
16 との取引を終わらせるほど強度な侵害であり、特別の犠牲が認められ、補償
17 が必要となる。

18 3. 臨時措置法には収用の際に補償する旨の規定がないから、損失補償をする
19 余地はないのではないか問題となるが、判例は、財産権規制の根拠法令に損
20 失補償をする規定がなくても、それが一切の損失補償を否定する趣旨ではな
21 いとして、直接憲法 29 条 3 項を根拠に損失補償を請求する余地を認めてい
22 る。

23 4. したがって、C は直接憲法 29 条 3 項を根拠として、市場価格に基づき合
24 理的に算出された額の補償を請求できる。

25 以上